

## 処置について

### 第1 現状と課題

現在の診療報酬点数表では、「第9部 処置」において、医師による診断と適切な指導があれば、必ずしも医師等の医療職による高度な技術を要せず、患者本人若しくは家人により行うことが可能な処置についても評価されている。

具体的には以下の項目がある。

| 処置                              | 診療報酬での項目                           | 点数   |
|---------------------------------|------------------------------------|------|
| 皮膚が赤くなる程度の熱傷<br>(第1度熱傷)で狭い範囲のもの | J001 熱傷処置<br>(100平方センチメートル未満)      | 135点 |
| 狭い範囲の軟膏塗布                       | J053 皮膚科軟膏処置<br>(100平方センチメートル未満)   | 45点  |
| 点眼、洗眼、片眼帯                       | J086 眼処置                           | 25点  |
| 点耳、簡単な耳垢栓除去                     | J095 耳処置                           | 25点  |
| 鼻洗浄                             | J097 鼻処置                           | 12点  |
| 湿布の貼付                           | J119 消炎鎮痛等処置<br>3 湿布処置<br>□ その他のもの | 24点  |

### 第2 論点

上記のような、医師による診断と適切な指導があれば、患者本人若しくは家人でも行うことが可能な処置について、特別には診療報酬上の評価は行わず、基本診療料に含まれるものと考えてはどうか。